

このページでは、避難生活での疑問や、除染・補償・賠償に対する質問にお答えします

「ご協力ありがとうございました」  
11月20日 飯野出張所でお聞きしました



**佐藤 利雄さん(前田・八和木)**  
(質問) 家の名義を変更するために役場に来ました。家や土地の名義変更の手続きは役場以外にも行かなくてはならず、いろいろと複雑ですね。

(回答) 登記されてある土地・家屋の名義を変更するには、法務局にて所有権移転という登記の手続きが必要になります。登記に必要な書類ですが、相続や贈与など登記原因によって異なります。相続の場合は、相続人の戸籍や住民票、印鑑証明書などが必要です。登記の手続きは自分でもできますが、必要な書類が多く、また手続きも複雑なため司法書士に頼む方が多いようです。

所有権移転の登記が完了すれば、法務局から村へ通知が届くため、改めて村へ手続きをする必要はありません。

また、村の固定資産課税台帳に登録されていて、登記はされていない家屋の名義を変更する場合は、村へ未登記家屋の所有権移転申請書を提出していただくことになります。申請に必要な書類は相続や贈与など原因によって異なりますので、住民課税係（飯野出張所 ☎024-562-4207）へお問い合わせください。



**菅野慶一さん(関根・松塚)**  
(質問) 宅地周りの除染で表土はぎ取りができなかった斜面など、除染しにくい場所や、除染後も放射線量が十分下がっていない箇所などは、今後、再除染をするのでしょうか。自然に下がるのを待つことになるのでしょうか。

(回答) ご質問にある斜面の除染作業については、土砂流出防止の観点から、表土の堆積物除去のみとなっております。表土をはぎ取るよりは、線量の低下は少ないですが、局部的に線量の高いところは、今後の除染業者による事後モニタリングで対応を検討していきます。除染引き渡しの立ち会いの際などに、ご指摘ください。

また、環境省がこれから実施する除染後の継続モニタリング業務により線量の監視をしておりますので、気になる点がありましたら除染推進課除染係（飯館村本庁舎 ☎0244-42-1625）までご連絡ください。

より良い除染推進のために努力をしておりますので、今後ともご意見をいただけますようお願いいたします。



**ツブと泥棒**  
昔、多勢家内の家だったげんちよも、ツブ取ってきて、夜チャカチャカとつづいてはスス、チャカチャカ、スス、チャカチャカ、ススとすすってたんだ。

ほしたら泥棒が家の前さ来ていて、障子の切れところから、そそっと見たんだ。

ほうしたら、家内中して口とがらせて、ほちでもスススこっちでもスススしてるがおかしくて、泥棒は何ぼにもほの家さ入らんにえくて、「戻っていった。



「話者／故菅野キクさん(小宮) 村発行「飯館村史 第三巻 民俗」から転載」

### 誕生おめでとう

赤ちゃんの名前	親の氏名	行政区
高橋 穂ちゃん	芳寛・由里	大倉
大久保 芭ちゃん	英輝・美波	大久保・外内
千葉 雅生くん	友裕・浩子	草野
山田 昊くん	学・恵	関根・松塚

すくすくと元気に育ってね

### 結婚おめでとう

氏名	出身地
庄司 和史	草野
斎藤 芳美	伊達市
庄司 敏行	関沢
桑島 あさみ	福島市
佐藤 啓亮	二枚橋・須萱
佐藤 未来	伊達市

いつまでもお幸せに

### おくやみ

氏名	年齢	行政区
大井 利光	67	草野
八巻 峰男	49	上飯樋

ご冥福をお祈り申し上げます

(10月21日から11月20日までに届け出のあったものを掲載)  
※この欄に掲載を希望しない方は、届出のときに住民係へ申し出て下さい。

**編集後記**

11月20日・21日に須萱地区で行われた「広域合同林野火災初動対応訓練」。伊達地方と相馬地方の広域消防本部、さらに避難地域の各分署や消防団からも多くの署員・団員が参加をしていました。▼山林に放水する皆さんのようすに、実際の火災となればこうした場所に分け入って炎を上げる火元に向かうのだからと思うを馳せました。周辺地域からも、この訓練同様に多くの人が駆け付けてくれるのでしょうか。▼今後加速していくだろう村内の復興事業。その大前提となる「ふるさと」の地は、こうしたため活動に支えられているのだと改めて気づかされました。消防・警察の皆さんやインフラ保全に携わる皆さんの堅実な支えがあってこそ、ふるさとで復興の一步が踏み出せるのです。(星)